

所管部課	政策経営部 地域活性課	部長	武越 信昭	
件名	東大和市森林整備計画（案）について			
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	森林法第5条及び第10条の5		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>令和7年度は、東京都の地域森林計画及び当市の森林整備計画の5改定年度にあたる。この度、東京都において、森林法第5条第1項の規定に基づき、令和8年4月1日を始期とする地域森林計画を策定した。本件は、森林法第10条の5第1項の規定に基づき、東京都の地域森林計画の内容を踏まえて、東大和市森林整備計画の改定を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容 計画の内容については、伐採・造林・保育・森林の整備に関する事項、森林の保護に関する事項、森林の保健機能の増進に関する事項、その他森林の整備のために必要な事項を定めている。</p> <p>(2) 対象地域 東京都水道局用地（多摩湖）全域及び芋窪、蔵敷、奈良橋の一部</p> <p>(3) 計画期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで</p> <p>(4) 影響及び効果 森林整備計画を改定することにより、東大和市においても自然環境に配慮した森林の保全・整備を実施していくことができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和7年12月25日 多摩地域森林計画の公表          令和8年 1月27日 東大和市森林整備計画（案）の学識経験者への意見聴取          1月30日 学識経験者より、「特段意見無し」との回答を受ける          2月17日 東大和市森林整備計画（案）の縦覧          （令和8年2月17日から令和8年3月13日まで）</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>縦覧期間終了後、東京都との協議を経て、計画を策定する。</p>				
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>				